

全建事発第 166 号
令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行（令和 3 年 4 月 1 日）について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業の働き方改革の推進及び将来の担い手の確保を目的とした「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 30 号）の施行（一部を除く。）については、令和 2 年 10 月 5 日付け全建事発第 101 号にてお知らせしたところですが、未施行となっていた技術検定制度の見直し（建設業法第 27 条関係）部分について、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。

これに伴い、国土交通省より別添のとおり周知依頼がありましたので、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して周知賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

国不建第450号
令和3年3月25日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第30号）が令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、技術検定制度の見直し（建設業法第27条関係）部分について令和3年4月1日から施行されます。これに伴い、「建設業法施行令の一部を改正する政令」（令和2年政令第174号）が令和2年5月27日に公布、「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第70号）が同年8月31日に公布されたところです。

また、建設業法施行令第36条第1項第4号、第37条第1項第2号、同条第2項第1号ロ及び同項第2号ロに規定する技術検定の受検資格を有する者として、国土交通大臣が認定する者を定める告示（令和3年国土交通省告示第97号～第100号）等の関係告示が令和3年2月から同年3月にかけて公布されましたので、下記の通り通知いたします。

貴団体におかれましては、趣旨を十分にご理解の上、適切な運用に特段のご協力をいただくようお願いいたします。また、本通知の内容について、貴団体傘下の建設業者に対し指導を徹底されますようお願い致します。

記

1. 建設業法施行令の主な改正内容について

(1) 技術検定の合格者に与えられる称号について（第40条関係）

技術検定の合格者に与えられる称号は、第一次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士補とし、第二次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士とした。

(2) 技術検定の受検手数料について（第 42 条関係）

技術検定の受検者数の減少、試験回数・会場数追加による支出増などによる受検者一人当たり費用が増加したことなどを踏まえ、電気通信工事施工管理を除く検定種目について、受検手数料を以下のとおり引き上げることとした。

検定 種目	現行				改正後			
	1 級		2 級		1 級		2 級	
	学科 試験	実地 試験	学科 試験	実地 試験	第一次 検定	第二次 検定	第一次 検定	第二次 検定
建設機械	10,100	27,800	10,100	21,600	14,700	38,700	14,700	27,100
土木	8,200	8,200	4,100	4,100	10,500	10,500	5,250	5,250
建築	9,400	9,400	4,700	4,700	10,800	10,800	5,400	5,400
電気工事	11,800	11,800	5,900	5,900	13,200	13,200	6,600	6,600
管工事	8,500	8,500	4,250	4,250	10,500	10,500	5,250	5,250
電 気 通 信 工 事	13,000	13,000	6,500	6,500	現行と同じ			
造園	10,400	10,400	5,200	5,200	14,400	14,400	7,200	7,200

（単位は円）

(3) 技術検定の検定種目の名称の変更について（第 34 条関係）

検定種目のうち、「建設機械施工」について、名称を「建設機械施工管理」に改めることとした。

(4) 技術検定の受検資格について（第 36 条、第 37 条関係）

技術検定の受検資格について以下のように定めることとした。

①一級の第一次検定

- ア．大学の指定学科を卒業後、1 年以上の指導監督の実務経験を含む 3 年以上の実務経験を有する者
- イ．短大又は高専の指定学科を卒業後、1 年以上の指導監督の実務経験を含む 5 年以上の実務経験を有する者
- ウ．受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者
- エ．国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

②一級の第二次検定

- ア．受検しようとする種目について一級の第一次検定に合格した者（受検しようとする種目に係る二級の第二次検定に合格したことを受検資格とし、一級の第一次検定を受検した者にあつては、二級の第二次検定に合格後、同種目に関し 1 年以上の指導監督の実務経験を含む、5 年以上の実務経験を有する

者に限る。)

イ．国土交通大臣が上記の者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

③二級の第一次検定

第一次検定が行われる年度内に、17 歳以上となる者

④二級の第二次検定（建設機械施工管理）

ア．建設機械施工管理に係る二級の第一次検定に合格した者であって、以下のいずれかに該当する者

(a) 高校又は中等教育学校の指定学科を卒業後、受検しようとする種別に関し 2 年以上の実務経験を有する者

(b) 高校又は中等教育学校の指定学科を卒業後、受検しようとする種別に関する 1 年 6 か月以上の実務経験を含み、建設機械施工管理に関する 3 年以上の実務経験を有する者

(c) 受検しようとする種別に関し 6 年以上の実務経験を有する者

(d) 受検しようとする種別に関する 4 年以上の実務経験を含み、建設機械施工管理に関する 8 年以上の実務経験を有する者

イ．国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認定した者

⑤二級の第二次検定（建設機械施工管理以外）

ア．受検しようとする種目について二級の第一次検定に合格した者であって、以下のいずれかに該当する者

(a) 8 年以上の実務経験を有する者

(b) 高校若しくは中等教育学校の指定学科を卒業後、3 年以上の実務経験を有する者

イ．国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認定した者

(5) 経過措置（附則第 2 条関係）

令和 3 年 3 月 31 日までに検定種目を建設機械施工とする技術検定に合格した者は、改正後の検定種目を建設機械施工管理とする技術検定に合格した者とみなすこととした。

また、令和 3 年 3 月 31 日までに、一級又は二級の学科試験に合格し、この政令の施行の際、現に学科試験の免除を受けている者（免除を受けることができた者を含む。）については、免除される期間内に限り、改正後の一級又は二級の第二次検定の受検資格を有する者とみなすこととした。

2. 建設業法施行規則等の主な改正内容について

(1) 受検申請に係る添付書類について（施工技術検定規則第 4 条、第 4 条の 2 関係）

第一次検定及び第二次検定の受検申請について、受検申請書及び受検資格の区分に応じた添付書類の提出を求めることとした。

(2) 別表第1及び別表第2の見直し

施工技術検定規則の別表等について、技術検定が第一次検定及び第二次検定に見直されたこと及び「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められたことに伴う、文言の整理等所要の改正を行った。

3. 建設業法関係告示の主な改正内容について

(1) 技術検定の受検資格の改正

建設業法施行令第36条第1項第4号、第37条第1項第2号、同条第2項第1号ロ及び同項第2号ロに規定する技術検定の受検資格を有する者として、国土交通大臣が認定する者について、以下の通り告示の整理を行った。

なお、改正前の技術検定の学科試験の受験資格を有することとされていた者は改正後においても引き続き第一次検定の受検資格を有することとし、改正前の技術検定の実地試験の受験資格を有することとされていた者は改正後においても引き続き第二次検定の受検資格を有することとした。

① 一級の第一次検定の受検資格を有する者

ア. 建設業法施行令第36条第1項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年建設省告示第2755号）の規定（学歴＋実務経験による認定部分）により、改正前の一級の技術検定の受検資格を有していた者

② 一級の第二次検定の受検資格を有する者

ア. 建設業法施行令第36条第1項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年建設省告示第2755号）の規定（二級合格＋実務経験による認定部分）により、改正前の一級の技術検定の受検資格を有していた者

イ. 建設業法施行令第38条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和45年～平成5年：計7本）の規定により、改正前の技術検定の学科試験の全部免除の対象となっていた者であって、所定の学歴及び実務経験を有するもの

③ 二級の第二次検定（建設機械施工管理）の受検資格を有する者

ア. 建設業法施行令第38条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和45年～平成5年：計7本）の規定により、改正前の技術検定（建設機械施工）の学科試験の全部免除の対象となっていた者であって、所定の学歴及び実務経験を有するもの

イ. 建設業法施行令第36条第2項第1号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以

上の知識及び経験を有する者を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 1196 号）の規定により、改正前の二級の実地試験（建設機械施工）の受検資格を有していた者

④ 二級の第二次検定（建設機械施工管理以外）の受検資格を有する者

ア．建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 45 年～平成 5 年：計 7 本）の規定により、改正前の技術検定（建設機械施工以外）の学科試験の全部免除の対象となっていた者であって、所定の学歴及び実務経験を有する者

イ．建設業法施行令第 36 条第 2 項第 2 号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成27年国土交通省告示第1197号)の規定により、改正前の二級の実地試験（建設機械施工以外）の受検資格を有していた者

(2) 第一次検定及び第二次検定の免除について（建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 174 号）附則第 2 条第 3 項関係）

改正前の二級の技術検定の学科試験に合格した者が、改正後の二級の技術検定の第二次検定の受検資格を有する者とみなすこととされる国土交通大臣が定める期間について、令和 2 年度までに実施された二級の技術検定の学科試験の合格発表日の属する年度の初日から起算して 12 年（以下「免除期間」という。）以内とした。

ただし、令和 2 年度に実施された二級の実地試験を受験した者又はこの規定による免除の適用を受けて令和 3 年度以降に二級の第二次検定を受検した者にあつては、改正後の二級の技術検定の第二次検定の受検資格を有する者とみなすこととされる期間は、免除期間内であつて、当該実地試験又は第二次検定に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して 2 年以内とした。

(3) その他所要の改正

既存の告示において、技術検定が第一次検定及び第二次検定に見直されたこと及び「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められたことに伴う、文言の整理を行うとともに、技術検定（建設機械施工管理）の検定科目に「施工管理法」を加えた（※）。

二級の第二次検定（建設機械施工管理）で合格した科目について、一級の第二次検定で免除を受けようとする者が納める受検手数料に関し、減じられる額を 6,400 円から 9,600 円に改めた（建設業法施行令第 41 条第 1 項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件（昭和 63 年建設省告示第 1318 号）の一部改正）。

また、二級の第一次検定合格（二級技士補）が永久資格となることから、不要となる告示を廃止した（建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 1199 号）の廃止）。

(※)

(一部改正対象告示)

建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件（昭和 37 年建設省告示第 2754 号）

昭和 35 年建設省告示第 2207 等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件（昭和 46 年建設省告示第 292 号）

建築施工管理について種別を定める等の件（昭和 58 年建設省告示第 1508 号）

土木施工管理について種別を定める等の件（昭和 59 年建設省告示第 1254 号）

建設業法第 15 条第 2 号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和 63 年建設省告示第 1317 号）

建設業法施行令第 41 条第 1 項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件（昭和 63 年建設省告示第 1318 号）

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成 7 年建設省告示第 1297 号）

浄化槽設備士に関する省令第 8 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件（平成 31 年国土交通省告示第 448 号）

(廃止対象告示)

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 45 年建設省告示第 758 号）

建設機械施工について種別を定める等の件（昭和 48 年建設省告示第 860 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 56 年建設省告示第 506 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 59 年建設省告示第 118 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 62 年建設省告示第 1946 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 63 年建設省告示第 2093 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（平成 2 年建設省告示第 1467 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（平成 5 年建設省告示第 1661 号）

(新設告示)

建設業法施行令第 39 条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 101 号）

建設機械施工管理について種別を定める等の件（令和 3 年国土交通省告示第 102 号）

以上

(別添)

- 建設業法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）
- 建設業法施行規則等の一部を改正する省令（官報）
- 建設業法施行令第 36 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等（官報）

建設業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）	（抄）		1
国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	（抄）		12

○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
(技術検定の種目等) 第三十四条 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検 定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術 を対象として行う。			
検定種目	検定技術	土木施工管 理	建築施工管 理
建設機械施 工管理	建設機械の統一的かつ能率的な運用を必要とする建 設工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当 該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施 工の管理を適確に行うために必要な技術	土木一式工事の実施に当たり、その施工計画の作成 及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工 事の施工の管理を適確に行うために必要な技術	建築一式工事の実施に当たり、その施工計画及び施 工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、 安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必 要な技術
電気工事施 工管理	電気工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図 の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全 管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な		

検定種目	検定技術	土木施工管 理	建築施工管 理
建設機械施 工	建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作す るとともに、建設機械の運用を統一的かつ能率的に 行うために必要な技術	土木一式工事の実施に当たり、その施工計画の作成 及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工 事の施工の管理を適確に行うために必要な技術	建築一式工事の実施に当たり、その施工計画及び施 工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、 安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必 要な技術
電気工事施 工管理	電気工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図 の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全 管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な		

	技術
管工事施工管理	管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
電気通信工事施工管理	電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
造園施工管理	造園工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術

2 技術検定は、一級及び二級に区分して行う。

3 建設機械施工管理、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定（建築施工管理に係る二級の技術検定にあつては、第二次検定に限る。）は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行う。

（技術検定の科目及び基準）

第三十五条 第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、国土交通省令で定める。

	技術
管工事施工管理	管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
電気通信工事施工管理	電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
造園施工管理	造園工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術

2 技術検定は、一級及び二級に区分して行う。

3 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定（建築施工管理に係る二級の技術検定にあつては、実地試験に限る。）は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行う。

（技術検定の方法及び基準）

第三十五条 実地試験は、その回の技術検定における学科試験に合格した者及び第三十八条の規定により学科試験の全部の免除を受けた者について行うものとする。ただし、国土交通省令で定める種目及び級に係る技術検定の実地試験は、種目及び級を同じくするその回の技術検定における学科試験を受験した者及び同条の規定により当該学科試験の全部の免除を受けた者について行うものとする。

(第一次検定の受検資格)

第三十六条 一級の第一次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)を卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

三 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者

四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

2 二級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者とする。

2 学科試験及び実地試験の科目及び基準は、国土交通省令で定める。

(受検資格)

第三十六条 一級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)を卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

三 受検しようとする種目について二級の技術検定に合格した後同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者

四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 建設機械施工 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者

イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者

ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号))による実業学校を含む。(2) 及び次号ロ(1)において

(第二次検定の受検資格)
第三十七条 一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検

同じ。)又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別
に關し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令
で定める学科を修めたもの

(2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建
設機械施工に關し、受検しようとする種別に関する一年六月以
上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に
国土交通省令で定める学科を修めたもの

(3) 受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者
(4) 建設機械施工に關し、受検しようとする種別に関する四年以
上の実務経験を含む八年以上の実務経験を有する者

(5) 国土交通大臣が(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及
び経験を有するものと認定した者

二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管
理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区
分に応じ、それぞれに定める者

イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日にお
ける年齢が十七歳以上の者

ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受
検しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあつて
は、種別。(2)において同じ。)に關し三年以上の実務経験を有
する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者
(3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経
験を有するものと認定した者

(新設)

定に合格した者（当該第一次検定を前条第一項第三号に該当する者として受検した者（同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。）にあつては、受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するものに限る。）

二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

2 二級の第二次検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 建設機械施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 建設機械施工管理に係る二級の第一次検定に合格した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。（2）及び次号イ(1)において同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(3) 受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者

(4) 建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 受検しようとする第二次検定と種目を同じくする二級の第一次

検定に合格した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。(2)において同じ。）に關し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目に關し八年以上の実務経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(受検欠格)

第三十八条 国土交通大臣が、種目ごとに、当該種目に係る建設工事に従事するのに障害となると認めて指定する精神上又は身体上の欠陥を有する者は、前二条の規定にかかわらず、当該種目に係る技術検定を受けることができない。

(検定の免除)

第三十九条 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる検定を免除する。

一級の第二次検定に合格した者	二級の第一次検定又は第二次検定の一部で国土交通大臣が定めるもの
----------------	---------------------------------

(受検欠格)

第三十七条 国土交通大臣が、種目ごとに、当該種目に係る建設工事に従事するのに障害となると認めて指定する精神上又は身体上の欠陥を有する者は、前条の規定にかかわらず、当該種目に係る技術検定を受けることができない。

(試験の免除)

第三十八条 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

一級の技術検定の学科試験に合格した者	種目を同じくする次の一級の技術検定の学科試験の全部
二級の技術検定の学科試験に合格した者	種目（建設機械施工又は土木施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定種目その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部
一級の技術検定に合格した	二級の技術検定の学科試験又は実地試

二級の第二次検定に合格した者	種目を同じくする一級の第一次検定又は第二次検定の一部で国土交通大臣が定めるもの
他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者又は国土交通大臣が定める検定若しくは試験に合格した者	国土交通大臣が定める第一次検定又は第二次検定の全部又は一部

(称号)

第四十条 法第二十七条第七項の政令で定める称号は、第一次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士補とし、第二次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士とする。

(合格の取消し等)

第四十一条 国土交通大臣は、不正の手段によつて技術検定を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその技術検定を受けることを禁止することができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消された者は、合格証明書を国土交通大臣に返付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて技術検定を受けることができないものとする。ことができる。

(受検手数料等)

第四十二条 第一次検定又は第二次検定の受検手数料の額は、次の表に

者	験の一部で国土交通大臣が定めるもの
二級の技術検定に合格した者	種目を同じくする一級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者又は国土交通大臣が定める検定若しくは試験に合格した者	国土交通大臣が定める学科試験又は実地試験の全部又は一部

(称号)

第三十九条 法第二十七条第五項の政令で定める称号は、級及び種目の名称を冠する技士とする。

(合格の取消し等)

第四十条 国土交通大臣は、不正の手段によつて技術検定を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその技術検定を受けることを禁止することができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消された者は、合格証明書を国土交通大臣に返付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて技術検定を受けることができないものとする。ことができる。

(受験手数料等)

第四十一条 学科試験又は実地試験の受験手数料の額は、次の表に掲げ

掲げるとおりとする。ただし、第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けることができる者が当該第一次検定又は第二次検定を受けようとする場合においては、当該第一次検定又は第二次検定について同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

検定種目	一級		二級	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
建設機械施工管理	一万四千七百円	三万八千七百円	一万四千七百円	二万七千七百円
土木施工管理	一万五百円	一万五百円	五千二百五十円	五千二百五十円
建築施工管理	一万八 hundred 円	一万八 hundred 円	五千四百円	五千四百円
電気工事施工管理	一万三千二百円	一万三千二百円	六千六百円	六千六百円
管工事施工管理	一万五百円	一万五百円	五千二百五十円	五千二百五十円
電気通信工事施工管理	一万三千円	一万三千円	六千五百円	六千五百円
造園施工管理	一万四千四百円	一万四千四百円	七千二百円	七千二百円

るとおりとする。ただし、第三十八条の規定により学科試験又は実地試験の一部の免除を受けることができる者が当該学科試験又は実地試験を受けようとする場合においては、当該学科試験又は実地試験について同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

検定種目	一級		二級	
	学科試験	実地試験	学科試験	実地試験
建設機械施工	一万百円	二万七千八百円	一万百円	二万六千六百円
土木施工管理	八千二百円	八千二百円	四千百円	四千百円
建築施工管理	九千四百円	九千四百円	四千七百円	四千七百円
電気工事施工管理	一万千八百円	一万千八百円	五千九百円	五千九百円
管工事施工管理	八千五百円	八千五百円	四千二百五十円	四千二百五十円
電気通信工事施工管理	一万三千円	一万三千円	六千五百円	六千五百円
造園施工管理	一万四百円	一万四百円	五千二百円	五千二百円

2 技術検定の合格証明書の交付又は再交付の手数料の額は、二千二百円とする。

(国土交通省令への委任)

第四十三条 この政令で定めるもののほか、技術検定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(資格者証交付等手数料)

第四十四条 法第二十七条の二十一第一項の政令で定める額は、七千百円とする。

(公共性のある施設又は工作物に関する建設工事)

第四十五条 法第二十七条の二十三第一項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、千五百万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事

二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

(国土交通大臣が行う経営規模等評価等手数料)

第四十六条 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち経営規模等評価の申請に係るものは、八千百円に法第二十七条の二十三第一項に規定する建設業者が審査を受けようとする建設業（次項におい

2 技術検定の合格証明書の交付又は再交付の手数料の額は、二千二百円とする。

(国土交通省令への委任)

第四十二条 この政令で定めるもののほか、技術検定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(資格者証交付等手数料)

第四十三条 法第二十七条の二十一第一項の政令で定める額は、七千百円とする。

(公共性のある施設又は工作物に関する建設工事)

第四十四条 法第二十七条の二十三第一項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、千五百万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事

二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

(国土交通大臣が行う経営規模等評価等手数料)

第四十五条 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち経営規模等評価の申請に係るものは、八千百円に法第二十七条の二十三第一項に規定する建設業者が審査を受けようとする建設業（次項におい

て「審査対象建設業」という。）一種類につき二千三百円として計算した額を加算した額とする。

- 2 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち総合評定値の請求に係るものは、四百円に審査対象建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額とする。

（国土交通大臣が行う経営状況分析手数料）

- 第四十七条 法第二十七条の三十五第四項において準用する法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額は、一万五千九百円とする。

（中央建設業審議会の所掌事務）

- 第四十八条 中央建設業審議会は、法第三十四条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（中央建設業審議会の議事）

- 第四十九条 中央建設業審議会は、委員の総数の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいずれかに属する委員の出席者の数が出席委員の総数の二分の一を超えるときは、議決をすることができない。

- 3 中央建設業審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決する。

（部会）

- 第五十条 中央建設業審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、それぞれ学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者である委員のうちから会長が指名した者で組織する。法第三十五条

て「審査対象建設業」という。）一種類につき二千三百円として計算した額を加算した額とする。

- 2 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち総合評定値の請求に係るものは、四百円に審査対象建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額とする。

（国土交通大臣が行う経営状況分析手数料）

- 第四十六条 法第二十七条の三十五第四項において準用する法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額は、一万五千九百円とする。

（中央建設業審議会の所掌事務）

- 第四十七条 中央建設業審議会は、法第三十四条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（中央建設業審議会の議事）

- 第四十八条 中央建設業審議会は、委員の総数の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいずれかに属する委員の出席者の数が出席委員の総数の二分の一を超えるときは、議決をすることができない。

- 3 中央建設業審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決する。

（部会）

- 第四十九条 中央建設業審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、それぞれ学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者である委員のうちから会長が指名した者で組織する。法第三十五条

第三項の規定は、この場合に準用する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 中央建設業審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて中央建設業審議会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会の議事に準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(中央建設業審議会の庶務)

第五十一条 中央建設業審議会の庶務は、国土交通省土地・建設産業局建設業課において処理する。

(中央建設業審議会の運営)

第五十二条 この政令で定めるもののほか、中央建設業審議会の運営に關し必要な事項は、中央建設業審議会が定める。

(参考人に支給する費用)

第五十三条 法第四十四条に規定する旅費、日当その他の費用は、国土交通大臣に意見を求められて出頭した参考人に係るものにあつては国家公務員等の旅費に関する法律の定めるところにより、都道府県知事に意見を求められて出頭した参考人に係るものにあつては当該都道府県の条例の定めるところによる。

(権限の委任)

第五十四条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第三項の規定は、この場合に準用する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 中央建設業審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて中央建設業審議会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会の議事に準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(中央建設業審議会の庶務)

第五十条 中央建設業審議会の庶務は、国土交通省土地・建設産業局建設業課において処理する。

(中央建設業審議会の運営)

第五十一条 この政令で定めるもののほか、中央建設業審議会の運営に關し必要な事項は、中央建設業審議会が定める。

(参考人に支給する費用)

第五十二条 法第四十四条に規定する旅費、日当その他の費用は、国土交通大臣に意見を求められて出頭した参考人に係るものにあつては国家公務員等の旅費に関する法律の定めるところにより、都道府県知事に意見を求められて出頭した参考人に係るものにあつては当該都道府県の条例の定めるところによる。

(権限の委任)

第五十三条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（総合政策局の所掌事務） 第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 九（略） 十 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。 十一 四十四（略） （公共事業企画調整課の所掌事務） 第四十七条 公共事業企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五（略） 六 建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。 七 八（略）	（総合政策局の所掌事務） 第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 九（略） 十 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。 十一 四十四（略） （公共事業企画調整課の所掌事務） 第四十七条 公共事業企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五（略） 六 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。 七 八（略）

○国土交通省令第七十号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）の一部及び建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条（同法第十七条において準用する場合を含む。）、第七條第二号ハ、第二十七條の二第一項、第二十七條の十及び第二十七條の三十六並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十五条、第三十六条第一項第一号及び第二号、第三十七條第二項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号イ(1)、第四十三條並びに第五十四條の規定に基づき、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月三十一日

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後		改正前	
（法第七條第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者） 第七條の三 法第七條第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者		（法第七條第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者） 第七條の三 法第七條第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者	
土木工事業	一 法第二十七條第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	土木工事業	一 法第二十七條第一項の規定による技術検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
建築工事業	一 法第二十七條第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者	建築工事業	一 法第二十七條第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
大工工事業	一 法第二十七條第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者	大工工事業	一 法第二十七條第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者
左官工事業	一 法第二十七條第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者	左官工事業	一 法第二十七條第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者
とび・土工事業	一 法第二十七條第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を建設機械施工管理、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者	とび・土工事業	一 法第二十七條第一項の規定による技術検定のうち検定種目を建設機械施工管理、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者

国土交通大臣 赤羽 一嘉

石工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木 施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。） 又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」と するものに限る。）とするものに合格した者 二（略）
屋根工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築 施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）と するものに合格した者 二（略）
電気工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を電気工事業 施工管理とするものに合格した者 二（略）
管工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を管工事施工 管理とするものに合格した者 二（略）
タイル・れんが・ブロック工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築 施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするも のに限る。）とするものに合格した者 二・三（略）
鋼構造物工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木 施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。） 又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とす るものに限る。）とするものに合格した者 二（略）
鉄筋工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築 施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とす るものに合格した者 二（略）
舗装工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を建設機械施 工管理又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」 とするものに限る。）とするものに合格した者 二（略）
しゅんせつ工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木 施工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とす るものに合格した者 二・三（略）

石工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施 工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又 は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とす るものに限る。）とするものに合格した者 二（略）
屋根工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施 工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とす るものに合格した者 二（略）
電気工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気工事業施 工管理とするものに合格した者 二（略）
管工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を管工事施工管 理とするものに合格した者 二（略）
タイル・れんが・ブロック工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施 工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするもの に限る。）とするものに合格した者 二・三（略）
鋼構造物工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施 工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又 は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とする ものに限る。）とするものに合格した者 二（略）
鉄筋工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施 工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とす るものに合格した者 二（略）
舗装工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を建設機械施工 管理又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」と するものに限る。）とするものに合格した者 二（略）
しゅんせつ工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施 工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とす るものに合格した者 二・三（略）

板金工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二（略）
ガラス工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・三（略）
塗装工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二（略）
防水工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・三（略）
内装仕上工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・五（略）
熱絶縁工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・三（略）
電気通信工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者 二・三（略）
造園工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者 二・三（略）
建具工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二（略）

板金工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二（略）
ガラス工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・三（略）
塗装工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二（略）
防水工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・三（略）
内装仕上工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・五（略）
熱絶縁工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・三（略）
電気通信工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者 二・三（略）
造園工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者 二・三（略）
建具工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 二（略）

水道施設 工事業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木 施工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とす るものに合格した者 二・三（略）
（略）	
解体工事 業	一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木 施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。） 又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は 「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・七（略）

三・四（略）
（検定等の指定）

第十七条の十八 令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを
受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通
大臣が指定する検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当
するものでなければならない。

一・三（略）

2 前項に規定するもののほか、令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣
の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定
等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3 令第三十九条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は
国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を
実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

（表 略）

（指定試験機関の指定）

第十七条の十九 法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所
在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりと
する。

検定種目	指 定 試 験 機 関		指 定 を し た 日
建設機械 施工管理	一般社団法人日本建設機 械施工協会	主たる事務所の所在地 東京都港区芝公園三丁目 五番八号	昭和六十三年十月十七日
（略）			

水道施設 工事業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施 工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とす るものに合格した者 二・三（略）
（略）	
解体工事 業	一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施 工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又 は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「軀 体」とするものに限る。）とするものに合格した者 二・七（略）

三・四（略）
（検定等の指定）

第十七条の十八 令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを
受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通
大臣が指定する検定又は試験（以下この条において「検定等」という。）は、次のすべてに該当
するものでなければならない。

一・三（略）

2 前項に規定するもののほか、令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣
の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定
等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3 令第三十八条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は
国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を
実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

（表 略）

（指定試験機関の指定）

第十七条の十九 法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所
在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりと
する。

検定種目	指 定 試 験 機 関		指 定 を し た 日
建設機械 施工	一般社団法人日本建設機 械施工協会	主たる事務所の所在地 東京都港区芝公園三丁目 五番八号	昭和六十三年十月十七日
（略）			

第十七条の二十八 (帳簿)

2 法第二十七条の十に規定する帳簿には、施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)第四条第一項第六号及び第四条の二第一項第六号の規定により提出された写真を添付しなければならない。

3・5 (略)

(令第四十五条の法人)

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社とする。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものの以外のも
のは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割
承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ若しくは法第十五条第二
号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第
四十一条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の
所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第
二項から第四項まで(同項については、第二項の勧告に関する部分に限る)、法第二十五条の
二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、
第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第
二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二(第五項を除く。)並
びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げ
ない。

一・十四 (略)

十五 技術検定に関する令第三十四条第三項、令第三十六条第一項第四号、令第三十七条第一
項第二号並びに第二項第一号ロ及び第二号ロ、令第三十八条、令第三十九条、令第四十一
条第一項並びに令第四十二条第一項の規定による権限
十六 令第四十五条第二号の規定により指定すること。
十七・二十四 (略)

第十七条の二十八 (帳簿)

2 法第二十七条の十に規定する帳簿には、施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)第四条第一項第五号の規定により提出された写真を添付しなければならない。

3・4 (略)

(令第四十四条の法人)

第十八条 令第四十四条の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社とする。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものの以外のも
のは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分割
承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ若しくは法第十五条第二
号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第
四十一条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の
所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第
二項から第四項まで(同項については、第二項の勧告に関する部分に限る)、法第二十五条の二
十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第
三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第
二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二(第五項を除く。)並
びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げな
い。

一・十四 (略)

十五 技術検定に関する令第三十四条第三項、令第三十六条第一項第四号並びに第二項第一
号(5)及び第二号ロ(3)、令第三十七条、令第三十八条、令第四十条第一項並びに令第四十一
条第一項の規定による権限
十六 令第四十四条第二号の規定により指定すること。
十七・二十四 (略)

(別表) (二)			
コード	資	格	区 分
(略)	(略)		
建設業法	11	一級建設機械施工管理技士	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(別表) (四)			
コード	資	格	区 分
(略)	(略)		
建設業法	111	一級建設機械施工管理技士	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

(別表) (二)			
コード	資	格	区 分
(略)	(略)		
建設業法	11	一級建設機械施工技士	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(別表) (四)			
コード	資	格	区 分
(略)	(略)		
建設業法	111	一級建設機械施工技士	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

（施工技術検定規則の一部改正）
 第二条 施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(試験の科目及び基準)		(試験の科目及び基準)	
第一条	一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第一に、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。	第一条	一級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第一に、二級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。
	2 建設業法施行令(以下「令」という。)第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における第一次検定及び第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。		2 建設業法施行令(以下「令」という。)第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における学科試験及び実地試験の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。
(削る)		(令第三十五条第一項ただし書の種目及び級)	
		第一条の二 令第三十五条第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。	
(令第三十六条の学科)		(令第三十六条の学科)	
第二条 令第三十六条第一項第一号及び第二号並びに令第三十七条第二項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号イ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。		第二条 令第三十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。	
検定種目	学 科	検定種目	学 科
建設機械施工管理	(略)	建設機械施工	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(第一次検定の受検申請)

第四条 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。に提出しなければならない。

一 令第三十六条第一項第一号又は第二号に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

二 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

三 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格したことを証する書面

四 国土交通大臣が令第三十六条第一項第四号の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

五 国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

六 (略)

2 国土交通大臣は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十条第三項において同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。第十条第三項において同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(削る)

(受検申請)

第四条 技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に該当する者にあつては第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を、同条第一項第三号又は第二項第一号口(3)若しくは(4)若しくは第二号口(2)に該当する者にあつては第三号から第五号までに掲げる書類を、同項第一号イ又は第二号イに該当する者にあつては第四号及び第五号に掲げる書類を、その他の者にあつては第二号から第五号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

一 令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

二 国土交通大臣が令第三十六条第一項第四号又は第二項第一号口(5)若しくは第二号口(3)の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類（実務経験を証する書類を除く。）

三 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

(新設)

四 国土交通大臣が令第三十七条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

五 (略)

2 国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。第十条第三項において同じ。）は、技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

3 学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第三十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号口(3)若しくは(4)若しくは第二号口(2)に該当する者にあつては第一項第一号口(1)若しくは(2)若しくは第二号口(1)に該当する者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号口(1)から(5)までに該当する者及び第二号口(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

(第二次検定の受検申請)

第四条の二

第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類（受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者（同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。）にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類）を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若しくは第二号口に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一 受検しようとする第二次検定と級及び種目を同じくする第一次検定に合格したことを証する書面

二 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

三 国土交通大臣が令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若しくは第二号口の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

四 令第三十七条第二項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に規定する学校を卒業したことが及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）

五 国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真² 国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

2 国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(検定の免除の申請)

第五条

令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（第一次検定又は第二次検定の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

(新設)

(試験の免除の申請)

第五条

令第三十八条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定試験全部免除申請書に、同条の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定試験一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（技術検定の学科試験又は実地試験の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び検定の免除を受ける資格）があると認めた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

(検定の合格の通知)

第七条 国土交通大臣又は指定試験機関は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、書面での旨を通知するものとする。

(合格証明書の交付)

第八条の二 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(合格証明書の再交付申請)

第十一条 法第二十七条第六項の規定により合格証明書の再交付を申請しようとする者は、様式第八号による技術検定合格証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

別表第一（第一条関係）

種目	検定区分	検定科目	検定基準
建設機械 施工管理	第一次検定	土木工学	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。
		(略)	1 監理技術者補佐（法第二十六条第三項ただし書に規定する監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。
		建設機械施工法	

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定試験全部免除申請書又は技術検定試験一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第三十八条に規定する試験の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び試験の免除を受ける資格）があると認めた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、令第三十八条の規定により学科試験及び実地試験の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

(試験の合格の通知)

第七条 国土交通大臣又は指定試験機関は、技術検定の学科試験又は実地試験に合格した者に、書面での旨を通知するものとする。

(合格証明書の交付)

第八条の二 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(合格証明書の再交付申請)

第十一条 法第二十七条第四項の規定により合格証明書の再交付を申請しようとする者は、様式第八号による技術検定合格証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

別表第一（第一条関係）

種目	試験区分	一級技術 検定試験 科目	一級技術検定試験基準
建設機械 施工	学科試験	土木工学	1 建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。
		(略)	1 建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 3 建設機械による建設工事の施工の経費の積算に関する一般的な知識を有すること。 4 建設機械による建設工事の施工の計画、運営及び管理に関する一般的な知識を有すること。
		建設機械施工法	

第二次検定		法規		施工管理法規
建設機械施工法	下欄に掲げる科目のうち二科目	（略）	（略）	
	舗装用建設機械操作施工法	1 舗装用建設機械（アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッター、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等をいう。以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 舗装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	3 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4 監理技術者補佐として、建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。
建設機械施工法	（略）	1 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4 監理技術者として、建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。		

実地試験		法規
下欄に掲げる科目のうち二科目	（略）	
建設機械組合せ施工法	（略）	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。
建設機械組合せ施工法	1 ほ装用建設機械（アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッター、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等をいう。以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 ほ装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 ほ装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。	

土木施工管理	第一次検定	土木工学等	建設機械組合せ 施工法	1 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定を適確に実施することができる応用能力を有すること。
	第二次検定	施工管理法	法規	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。 1 監理技術者として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる応用能力を有すること。 3 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。

土木施工管理	学科試験	土木工学等	1 土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。	土木一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	1 土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。	施工管理法	法規	施工管理法	実地試験
--------	------	-------	--	---	--------------------------------	--	--------------	----	--------------	-------------

建築施工 管理	第一次検 定	建築学等			第二次検 定	電気工事 施工管理
		建築学等	施工管理法	法規		
		1 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。 2 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者補佐として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 3 監理技術者として、設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる応用能力を有すること。	1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等（以下「電気設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 3 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。
建築施工 管理	学科試験	建築学等			実地試験	電気工事 施工管理
		建築学等	施工管理法	法規		
		1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。 2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。	建築一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	1 建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	1 電気工事の施工に必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等（以下「電気設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。

第二次検定	施工管理 工管理	第二次検定	第二次検定	第二次検定	第二次検定
施工管理 法	法規	施工管理 法	法規	施工管理 法	法規
1 監理技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者補佐として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者補佐として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。

第二次検定	施工管理 工管理	第二次検定	第二次検定	第二次検定	第二次検定
施工管理 法	法規	施工管理 法	法規	施工管理 法	法規
1 監理技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	1 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備（以下「設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 3 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備（以下「設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。

電気通信 工事施工 管理	第一次検 定				電気通信工 事施工 管理	第一次検 定
		電気通信工学 等	施工管理法	法規	施工管理法	第一次検 定
		2 監理技術者として、設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。	1 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備等（以下「電気通信設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 3 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者補佐として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。 建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。 1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	土木工学等
電気通信 工事施工 管理	学科試験	電気通信工学 等	施工管理法	法規	施工管理法	学科試験
		1 電気通信工事の施工に必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備等（以下「電気通信設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。	電気通信工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。	土木工学等
造園施工 管理	学科試験	土木工学等	施工管理法	法規	施工管理法	学科試験

別表第二(第一条関係)			
種目	検定区分	検定科目	検 定 基 準
建設機械 施工管理	第一次検 定	土木工学	- 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 - 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。
(略)	(略)	舗装用建設機械	- 舗装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 - 舗装用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 - 舗装用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
			トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。

別表第二(第一条関係)			
種目	検定区分	検定科目	二級技術検定試験基準
建設機械 施工	学科試験	土木工学	- 建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 - 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。
(略)	(略)	ほ装用建設機械	- ほ装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 - ほ装用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 - ほ装用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
			トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。

シヨベル系建設 機械施工法	モーター・グ レーダー施工法	締め固め建設機 械施工法	
1 シヨベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 シヨベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 シヨベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 シヨベル系建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。	1 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 モーター・グレーダーの統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。	1 締め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 締め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 締め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 締め固め建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。	2 トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 トラクター系建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。

シヨベル系建設 機械施工法	モーター・グ レーダー施工法	締め固め建設機 械施工法	
1 シヨベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 シヨベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 シヨベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 シヨベル系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。	1 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。	1 締め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 締め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 締め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 締め固め建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。	2 トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 トラクター系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。

第二次検定					
基礎工事用建設機械操作施工法	舗装用建設機械操作施工法	法規	施工管理方法	基礎工事用建設機械施工法	舗装用建設機械施工法
2 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。	1 基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2 舗装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 基礎工事用建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。	1 舗装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 舗装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 舗装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 舗装用建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。

実地試験					
基礎工事用建設機械操作施工法	舗装用建設機械操作施工法	法規	基礎工事用建設機械施工法	舗装用建設機械施工法	基礎工事用建設機械施工法
2 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。	1 基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2 舗装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 基礎工事用建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 基礎工事用建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。	1 舗装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 舗装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 舗装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 舗装用建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の応用能力を有すること。

					土木施工管理	第一次検定		
法規	薬液注入施工管理法	鋼構造物塗装施工管理法	施工管理法	土木工学等	土木工学等	施工管理法	3	1
建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	1 土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。 2 土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な一応の応用能力を有すること。	1 土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。 2 土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な一応の応用能力を有すること。	1 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	1 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。	1 主任技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定を適確に実施することができる応用能力を有すること。	3 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。		
法規	薬液注入施工管理法	鋼構造物塗装施工管理法	施工管理法	土木工学等	土木施工管理	学科試験		
建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。	土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。	土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。	土木一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。	1 土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。		3 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。		

第二次検定	施工管理法	1 主任技術者として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。
鋼構造物塗装施工管理法	2 主任技術者として、土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる応用能力を有すること。 3 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。	1 土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な一般的な知識を有すること。 2 鋼構造物塗装に係る土木材料の特性等を正確に把握することができ、かつ、鋼構造物の防錆等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。 3 設計図書に基づいて土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。
薬液注入施工管理法	1 土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な一般的な知識を有すること。 2 薬液注入に係る土木材料の特性等を正確に把握することができ、かつ、地盤の強化等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。 3 設計図書に基づいて土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。	

実地試験	施工管理法	
鋼構造物塗装施工管理法	鋼構造物塗装施工管理法	1 鋼構造物塗装に係る土木材料の特性等を正確に把握することができ、かつ、鋼構造物の防錆等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて土木一式工事のうち鋼構造物塗装に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成すること又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。
薬液注入施工管理法	薬液注入施工管理法	1 薬液注入に係る土木材料の特性等を正確に把握することができ、かつ、地盤の強化等の工事の目的に必要な措置を行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて土木一式工事のうち薬液注入に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成すること又は施工計画を実施することができる高度の応用能力を有すること。

建築施工管理				
第一次検定				
建築学等	施工管理法	法規	施工管理法	躯体施工管理法
1 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する概略の知識を有すること。 2 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を読みとるための知識を有すること。	1 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	1 主任技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 3 主任技術者として、設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる応用能力を有すること。	1 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。 2 基礎及び躯体に係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 3 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。
建築施工管理				
学科試験				
建築学等	施工管理法	法規	施工管理法	躯体施工管理法
1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する概略の知識を有すること。 2 設計図書を読みとるための知識を有すること。	建築一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。	1 建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる一応の応用能力を有すること。	1 基礎及び躯体に係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。

電気工事 施工管理		電気工学等		仕上施工管理法	
第二次検定	第一次検定	法規	施工管理法		
第二次検定	第一次検定	法規	施工管理法	1 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	
				2 仕上げに係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。	
第二次検定	第一次検定	法規	施工管理法	3 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	
第二次検定	第一次検定	法規	施工管理法	1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。	
				2 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気設備に関する概略の知識を有すること。	
第二次検定	第一次検定	法規	施工管理法	3 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読み取るための知識を有すること。	
				1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。	
第二次検定	第一次検定	法規	施工管理法	2 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	
				建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	
第二次検定	第一次検定	法規	施工管理法	1 主任技術者として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	
				2 主任技術者として、設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。	

電気工事 施工管理		学科試験		仕上施工管理法	
実地試験	法規	施工管理法	電気工学等		
	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。	電気工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。	1 仕上げに係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	

管工事施工管理	第一次検定	機械工学等				電気通信工事施工管理	第一次検定
		施工管理法	法規	施工管理法	第二次検定	電気通信工学等	
		- 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 - 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な設備に関する概略の知識を有すること。 - 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。	- 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 - 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	- 主任技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 - 主任技術者として、設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。		- 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 - 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気通信設備に関する概略の知識を有すること。 - 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。	
		電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。					

管工事施工管理	学科試験	機械工学等				電気通信工事施工管理	学科試験
		施工管理法	法規	施工管理法	実地試験	電気通信工学等	
		- 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 - 設備に関する概略の知識を有すること。 - 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。	管工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。		- 電気通信工事の施工に必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 - 電気通信設備に関する概略の知識を有すること。 - 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。	
		電気通信工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。					

造園施工 管理		第一次検 定		第二次検 定	
土木工学等		法規		施工管理法	
1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。		1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。		1 主任技術者として、造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 主任技術者として、工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 3 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができ応用能力を有すること。	

造園施工 管理		学科試験		実地試験	
土木工学等		法規		施工管理法	
1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。		1 造園工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する概略の知識を有すること。 2 建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。		1 工事の目的物に所要の外観、強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる一応の応用能力を有すること。	

様式第1号(イ)〔規則第4条第1項〕

1級 技術検定受検申請書	
1級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。	
国土交通大臣 指定試験機関代表者 殿	
年 月 日	氏 名
受 検 区 分 受 検 種 目 受 検 科 目 受 検 希 望 地	

14センチメートル

12センチメートル

記載方法
1. 別添欄に記入する欄目が欄別に細分されている場合には、「受検種目」及び「受検科目」の欄で建設機械組合せ施工法のほかに受検する科目を記載すること。
2. 数字は算月数字を用いること。

様式第1号(イ)〔規則第4条第1項〕

1級 技術検定受検申請書	
1級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。	
国土交通大臣 指定試験機関代表者 殿	
年 月 日	氏 名
実地試験受検科目 学科試験受検希望地 実地試験受検希望地 前年度学科試験合格者受検番号	

14センチメートル

12センチメートル

様式第1号(イ)〔規則第4条第1項〕

履歴票		※受検番号
ふりがな	氏 名	昭和 年 月 日生(満 年 月)
本 籍	(〒)	(電話)
現 住 所	(〒)	(電話)
勤 務 先	(部課まで記入のこと)	(電話)
勤務先所在地	(〒)	(電話)
受検資格に直接関係のある最終学歴及びその一つ前の学歴	学 校 名 学 部 ・ 学 科 在 学 期 間 新 制 ・ 旧 制 の 別 類 別 年 月 ～ 年 月 卒業 ・ 修了 前制・旧制 (年 月) 新制・旧制 (年 月) 卒業 ・ 修了	試験科目は検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日
試験免除に直接関係のある試験・検定・免許	名 称	備考
受検科目に関する受検経過年数	年 月 (うち指導監督的実務経過年数 年 月)	

14センチメートル

12センチメートル

様式第1号(ロ)〔規則第4条第1項〕

2級 技術検定受検申請書	
2級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。	
国土交通大臣 指定試験機関代表者 殿	
年 月 日	氏 名
受 検 区 分 受 検 種 目 受 検 種 別 受 検 希 望 地	

14センチメートル

12センチメートル

記載方法
1. 別添欄に記入する欄目が欄別に細分されている場合には、「受検種目」及び「受検科目」の欄で建設機械組合せ施工法のほかに受検する科目を記載すること。
2. 数字は算月数字を用いること。

様式第1号(ロ)〔規則第4条第1項〕

2級 技術検定受検申請書	
2級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。	
国土交通大臣 指定試験機関代表者 殿	
年 月 日	氏 名
受 検 種 別 学科試験受検希望地 実地試験受検希望地 前年度学科試験合格者受検番号	

14センチメートル

12センチメートル

様式第1号(ロ)〔規則第4条第1項〕

履歴票		※受検番号
ふりがな	氏 名	昭和 年 月 日生(満 年 月)
本 籍	(〒)	(電話)
現 住 所	(〒)	(電話)
勤 務 先	(部課まで記入のこと)	(電話)
勤務先所在地	(〒)	(電話)
受検資格に直接関係のある最終学歴及びその一つ前の学歴	学 校 名 学 部 ・ 学 科 在 学 期 間 新 制 ・ 旧 制 の 別 類 別 年 月 ～ 年 月 卒業 ・ 修了 前制・旧制 (年 月) 新制・旧制 (年 月) 卒業 ・ 修了	試験科目は検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日
試験免除に直接関係のある試験・検定・免許	名 称	備考
受検科目に関する受検経過年数	年 月 (うち指導監督的実務経過年数 年 月)	

14センチメートル

12センチメートル

記載要領

1 所属(部署名)の欄に、建設部、工事部、工務課、技術課等、具体的に記入すること。

2 「工事内容」の欄に、受発注の項目にない、以下のような具体的な記入すること。

土木建築工事、河川工事、建設工事、港灣工事、海洋工事、防犯工事、下水道工事、建設電気工事、建設ガス工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事、建築衛生工事、建築衛生電気設備工事、電気設備工事、受発給設備工事、送配線構築工事、電気工事管理、冷気設備工事、冷気設備工事、空調調和設備工事、放排水設備工事等

管工工事、工事管理、冷気設備工事、無電線電話設備工事、給排水設備工事等

遊園施設工事、公園工事、庭園工事、道路緑化工事、路上緑化工事、等

3 「受発注の目的」の欄に、現場代表、主任技術者、施工監督、施工主任、等、具体的に記入すること。

4 「受発注の目的」の欄に、受発注項目又は受発給項目に関する業務活動の欄に受発しようとする項目に関する業務活動を記入すること。

5 受発しようとする項目が個別に細分されている場合には、受発項目又は受発給項目に関する業務活動の欄に受発しようとする個別に関する業務活動を記入すること。

記載要領

1 所長(総務課名)の欄に、運輸部、工事部、工務課、技術課等、具体的に記入すること。

2 主任技師の欄に、主任技師の職名及び所属の工務課の名称を記入すること。

3 建設現場地帯の欄に、河川工事、道路工事、海洋工事、砂防工事、ダム工事等、土木施工管理、河川工事、道路工事、海洋工事、砂防工事、ダム工事等、建設施工管理、建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事等、電気施工管理、建築一式工事、電気設備工事、受電設備工事、送配電線工事等、管工施工管理、管工設備工事、冷熱設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事等、電気通信工事管理、冷熱設備設備工事、無線電気通信設備工事、放送設備工事等、電気通信工事施工管理、有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送設備工事等、送配電線工事管理、公園工事、庭園工事等、道路緑化工事、緑地緑化工事等、造園施工管理の欄に、現場監督、施工監督、工事主任、等、具体的に記入すること。

4 (附記)

様式第3号(イ) (規則第5条)

日本産業規格A/15番

1級 技術検定 全部 免除 申請 書										※ 番 号
1級の技術検定の下記検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。										
国土交通大臣 指定試験機関代表者			殿		年		月		日	
ふりがな 氏 名										
生 年 月 日 令	年 月 日 満		日生	本 籍	現 住 所					
※ 免 除 番 号	名 称		受 換 種 目	試験若しくは検定に合格した年 月日又は免許を受けた年月日	免除を受けようとする検定	第一次検定・第二次検定				
検定の免除を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許					年 月 日		備 考			

記載方法
1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※印のある欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。
4. 「免除を受けようとする検定」の欄は、免除を受けようとするものを○で囲むこと。

様式第3号(イ) (規則第5条)

日本産業規格A/15番

1級 技術検定 試験 全部 免除 申請 書										※ 番 号
1級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。										
国土交通大臣 指定試験機関代表者			殿		年		月		日	
ふりがな 氏 名										
生 年 月 日 令	年 月 日 満		日生	本 籍	現 住 所					
※ 免 除 番 号	名 称		受 換 種 目	試験若しくは検定に合格した年 月日又は免許を受けた年月日	免除を受けようとする試験	学科試験・実地試験				
試験の免除を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許					年 月 日		備 考			

記載方法
1. この用紙は1種目につき1枚を使用すること
2. ※印のある欄には記載しないこと。
3. 数字は算用数字を用いること。
4. 「免除を受けようとする試験」の欄は、免除を受けようとするものを○で囲むこと。

様式第3号(ロ)〔規則第5条〕

日本産業規格A715番

2級技術検定全部免除申請書

※番号

2級の技術検定の下記検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者

殿

年 月 日

ふりがな
氏 名

生年月日・年令

年 月 日生・満 年 月 月 本 籍

現在所

※免 除 番 号

受 検 種 目

受 検 種 別

免除を受けようとする
検定(1)

第一次検定
第二次検定

免除を受けようとする検定(2)

第一次検定
第二次検定

第一次検定
第二次検定
第一次検定
第二次検定
第一次検定
第二次検定
第一次検定
第二次検定

検定の免除を受ける
試験に直接関係のある試験、検定、免許

年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

記載方法

- この用紙は1種目につき1枚を使用すること。
- ※印のある欄には記載しないこと。
- 受検は毎月数枚を用いること。
- 受検しようとする種目が個別に細分されている場合には、「受検種目」の欄に受検しようとする種目を記載し、「免除を受けようとする検定(1)」の欄に受検しようとする種目の通称を記載し、「受検種目」の欄に受検しようとする種目を「受検種別」の欄に受検しようとする種目が個別に細分されている場合には「受検種目」の欄に受検しようとする種目を「受検種別」の欄に受検しようとする種別をそれぞれ記載し、「免除を受けようとする検定(2)」の欄に免除を受けようとするものを受検種別に〇で囲むこと。

様式第3号(ロ)〔規則第5条〕

日本産業規格A715番

2級技術検定試験全部免除申請書

※番号

2級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者

殿

年 月 日

ふりがな
氏 名

生年月日・年令

年 月 日生・満 年 月 月 本 籍

現在所

※免 除 番 号

受 検 種 目

受 検 種 別

免除を受けようとする
試験(1)

学科試験・
実地試験

免除を受けようとする試験(2)

学科試験
実地試験

学科試験
実地試験
学科試験
実地試験
学科試験
実地試験
学科試験
実地試験
学科試験
実地試験

試験の免除を受ける
試験に直接関係のある試験、検定、免許

年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

記載方法

- この用紙は1種目につき1枚を使用すること。
- ※印のある欄には記載しないこと。
- 受検は毎月数枚を用いること。
- 受検しようとする種目が個別に細分されている場合には、「受検種目」の欄に受検しようとする種目を記載し、「免除を受けようとする試験(1)」の欄に受検しようとする種目の通称を記載し、「受検種目」の欄に受検しようとする種目を「受検種別」の欄に受検しようとする種目が個別に細分されている場合には「受検種目」の欄に受検しようとする種目を「受検種別」の欄に受検しようとする種別をそれぞれ記載し、「免除を受けようとする試験(2)」の欄に免除を受けようとするものを受検種別に〇で囲むこと。

様式第4号(イ)(規則第5条)

日本産業規格A列5番

1級技術検定一部免除申請書				※番号	
1級の技術検定の下記の検定科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。					
国土交通大臣 指定試験機関代表者		殿		年 月 日	
ふりがな 氏 名					
生 年 月 日 令	年 月 日 満 年	日生 月 日 本 籍	現住所		
※免除番号	検定区分		受検科目	検定科目	
免除を受けようとする 検定科目					
名 称		試験科目では所定で合格した年 月日又は免許を受けた年月日		備 考	
検定の免除を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許					
年 月 日		年 月 日		年 月 日	

記載方法

- この用紙は1種目につき1枚を使用すること
- ※印のある欄には記載しないこと。
- 数字は算用数字を用いること。

様式第4号(イ)(規則第5条)

日本産業規格A列5番

1級技術検定試験一部免除申請書				※番号	
1級の技術検定の下記の試験科目の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。					
国土交通大臣 指定試験機関代表者		殿		年 月 日	
ふりがな 氏 名					
生 年 月 日 令	年 月 日 満 年	日生 月 日 本 籍	現住所		
※免除番号	(学科試験科目)		受検科目	(実地試験科目)	
免除を受けようとする 試験科目					
名 称		試験科目では所定で合格した年 月日又は免許を受けた年月日		備 考	
試験の免除を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許					
年 月 日		年 月 日		年 月 日	

記載方法

- この用紙は1種目につき1枚を使用すること
- ※印のある欄には記載しないこと。
- 数字は算用数字を用いること。

記載方法
この用紙は1種目につき1枚を使用すること
1. 数字のある欄には記載しないこと
2. 数字は算用数字を用いること
3. ※印のある欄は記載しないこと
4. 受検しつづける種目と別に細分されていない場合には、「免状を受けようとする検定科目を免状区分及び受検科目」として記載すること
5. 受検しつづける種目と別に細分されている場合には、「免状を受けようとする検定科目(2)の欄に免状を受けようとする検定科目を免状区分、受検種目として記載すること」

2. 上記の用紙1種目につき1枚を使用すること
3. 空白の用紙は廃棄すること
4. 受検者は用紙の種類を用意すること
5. 受検しようとする種目が前年度に選択されていない場合には、「受検種目の欄」に受検しようとする種目を記載し、「免除を受けようとする試験科目(1)の欄」に免除を受けようとする試験科目を記載すること
6. 受検しようとする種目が前年度に選択されている場合には、「受検種目の欄」に受検しようとする種目を、「受検種別の欄」に受検しようとする種別をそれぞれ記載し、「免除を受けようとする試験科目(2)の欄」に免除を受けようとする試験科目を選択種別及び選択区分ごとに記載すること

様式第5号(イ) [規則第6条]

1級技術検定受検票					
住 所					
氏 名					
受検種目		検定区分			
試験地		受検番号			
試験会場					

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号(イ) [規則第6条]

1級技術検定受検票			
住 所			
氏 名			
試験地		受検番号 (受検番号)	
試験会場			

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号(ロ) [規則第6条]

(用紙B5)

2級技術検定受検票					
住 所					
氏 名					
受検種目		検定区分			
試験地		受検番号			
試験会場					

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号(ロ) [規則第6条]

(用紙B5)

2級技術検定受検票			
住 所			
氏 名			
試験地		受検番号 (受検番号)	
試験会場			

15センチメートル

10センチメートル

様式第5号の2(イ)〔規則第8条の2〕

1級技術検定合格証明書交付申請書	
1級技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
1級技術検定 第二次検定 地方整備局長 北海道開発局長 殿 年 月 日 氏 名	
本 籍	郵便番号(-)
現 住 所	電話番号() -
生 年 月 日	年 月 日 生
技術検定の種目	
14センチメートル	
22センチメートル	
記載方法 1. 合格証明書の交付を受けようとする検定区分を○で囲むこと。 2. 数字は算用数字を用いること。	

様式第5号の2(ロ)〔規則第8条の2〕

2級技術検定合格証明書交付申請書	
2級技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
2級技術検定 第一次検定 第二次検定 地方整備局長 北海道開発局長 殿 年 月 日 氏 名	
本 籍	郵便番号(-)
現 住 所	電話番号() -
生 年 月 日	年 月 日 生
技術検定の種目及び種別	
14センチメートル	
22センチメートル	
記載方法 1. 合格証明書の交付を受けようとする検定区分を○で囲むこと。 2. 数字は算用数字を用いること。	

様式第5号の2(イ)〔規則第8条の2〕

1級技術検定合格証明書交付申請書	
1級技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
1級技術検定 第二次検定 地方整備局長 北海道開発局長 殿 年 月 日 氏 名	
本 籍	郵便番号(-)
現 住 所	電話番号() -
生 年 月 日	年 月 日 生
技術検定の種目	
14センチメートル	
22センチメートル	
記載方法 1. 合格証明書の交付を受けようとする検定区分を○で囲むこと。 2. 数字は算用数字を用いること。	

様式第5号の2(ロ)〔規則第8条の2〕

2級技術検定合格証明書交付申請書	
2級技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
2級技術検定 第一次検定 第二次検定 地方整備局長 北海道開発局長 殿 年 月 日 氏 名	
本 籍	郵便番号(-)
現 住 所	電話番号() -
生 年 月 日	年 月 日 生
技術検定の種目及び種別	
14センチメートル	
22センチメートル	
記載方法 1. 合格証明書の交付を受けようとする検定区分を○で囲むこと。 2. 数字は算用数字を用いること。	

様式第6号(イ)〔規則第9条〕

日本産業規格B列5番

番号

1級技術検定(第一次検定)合格証明書

本籍氏名

年月日生

写真

建設業法の規定に基づく

に関する1級の第一次検定に合格した

ことを証し、1級

技士と称することを認める。

年月日

国土交通大臣

印

様式第6号(イ)〔規則第9条〕

日本産業規格B列5番

番号

1級技術検定合格証明書

本籍氏名

年月日生

写真

建設業法の規定に基づく

に関する1級の技術検定に合格した

ことを証し、1級

技士と称することを認める。

年月日

国土交通大臣

印

様式第6号(ロ)〔規則第9条〕

日本産業規格B列5番

番号

1級技術検定(第二次検定)合格証明書

本籍氏名

年月日生

写真

建設業法の規定に基づく

に関する1級の第二次検定に合格した

ことを証し、1級

技士と称することを認める。

年月日

国土交通大臣

印

様式第6号(ロ)〔規則第9条〕

日本産業規格B列5番

番号

2級技術検定合格証明書

本籍氏名

年月日生

写真

建設業法の規定に基づく

に関する2級の技術検定に合格した

ことを証し、2級

技士と称することを認める。

年月日

国土交通大臣

印

(新設)

様式第6号(ハ) [規則第9条]

日本産業規格B列5番

2級技術検定(第一次検定)合格証明書		番号
本籍氏名	年 月 日生	写真
建設業法の規定に基づき に関する2級の第一次検定に合格した		
ことを証し、2級 技士補と称することを認める。		
年 月 日		
国土交通大臣		
印		

(新設)

様式第6号(ニ) [規則第9条]

日本産業規格B列5番

2級技術検定(第二次検定)合格証明書		番号
本籍氏名	年 月 日生	写真
建設業法の規定に基づき に関する2級の第二次検定に合格した		
ことを証し、2級 技士と称することを認める。		
年 月 日		
国土交通大臣		
印		

様式第7号〔規則第11条〕

日本産業規格A列5番

技術検定合格証明書書換申請書		※ 番 号
技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。		
地方整備局長 北海道開発局長	殿	
年 月 日	住 所	氏 名
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日		
(2) 技術検定の種目、級、区分及び種別並びに技術検定合格証明書の番号		
(3) 申請の理由		
(新本籍) 本籍の変更 (旧本籍) (新氏名) 氏名の変更 (旧氏名)		

様式第8号〔規則第11条〕

日本産業規格A列5番

技術検定合格証明書再交付申請書		※ 番 号
技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。		
地方整備局長 北海道開発局長	殿	
年 月 日	住 所	氏 名
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日		
(2) 技術検定の種目、級、区分及び種別並びに技術検定合格証明書の番号		
(3) 申請の理由		
合格証明書の再交付手数料として納める収入印紙をはる欄申請者は消印をしないこと。		

様式第7号〔規則第11条〕

日本産業規格A列5番

技術検定合格証明書書換申請書		※ 番 号
技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。		
地方整備局長 北海道開発局長	殿	
年 月 日	住 所	氏 名
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日		
(2) 技術検定の種目、級及び種別並びに技術検定合格証明書の番号		
(3) 申請の理由		
(新本籍) 本籍の変更 (旧本籍) (新氏名) 氏名の変更 (旧氏名)		

様式第8号〔規則第11条〕

日本産業規格A列5番

技術検定合格証明書再交付申請書		※ 番 号
技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。		
地方整備局長 北海道開発局長	殿	
年 月 日	住 所	氏 名
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日		
(2) 技術検定の種目、級及び種別並びに技術検定合格証明書の番号		
(3) 申請の理由		
合格証明書の再交付手数料として納める収入印紙をはる欄申請者は消印をしないこと。		

（地方整備局組織規則の一部改正）
第三条 地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

（企画部の所掌事務）

第六条 企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十四（略）

二十五 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。

二十六 三十二（略）

（建設部の所掌事務）

第七条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四（略）

五 建設業法の規定による技術検定（建設機械施工管理に係るものを除く。）に関すること。

六 四十八（略）

（施工企画課の所掌事務）

第七十九条の二 施工企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五（略）

六 建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。

七（略）

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条 計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五（略）

六 建設業法の規定による技術検定（建設機械施工管理に係るものを除く。）及び浄化槽設備土に関すること。

七 二十六（略）

（北海道開発局組織規則の一部改正）
第四条 北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

（機械課の所掌事務）

第三十八条 機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五（略）

六 建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。

七（略）

（機械課の所掌事務）

第三十八条 機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五（略）

六 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。

七（略）

(建設産業課の所掌事務)	
第三十九条 建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一、四 (略)	
五 建設業法の規定による技術検定（建設機械施工管理に係るものを除く。）に関すること。	
六、十八 (略)	
(建設産業課の所掌事務)	
第三十九条 建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一、四 (略)	
五 建設業法の規定による技術検定（建設工事用機械に係るものを除く。）に関すること。	
六、十八 (略)	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年四月一日。次条において「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 第一次検定又は第二次検定を受けようとする者は、一部施行日前においても、第二条による改正後の施工技術検定規則（以下「新施工技術検定規則」という。）第四条第一項又は第四条の二第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、国土交通大臣（技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、新施工技術検定規則第四条第二項若しくは第四条の二第二項の規定の例により、書面の提出を求めることができる。

2 第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第五条の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、前二項の規定による申請があつた場合には、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第六条の規定の例により、受検票の交付をすることができる。

○国土交通省告示第九十七号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十六条第一項第四号の規定に基づき、同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

なお、建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号）は、廃止する。

令和三年二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七一年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む四年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号。以下「規則」という。）第二条に定める学科を修めなかつたもの」

二 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号。以下「文部省告示」という。）第三条に規定する高度専門士を称するもの」

三 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む四年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもののうち、文部省告示第三条に規定する高度専門士を称するもの」

四 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む七年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの」

五 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの」

六 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む七年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの」

七 旧専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者」

八 旧専門学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む七年六月以上の実務経験を有する者」

九 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの」

十 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に「建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第三項の規定により専任であることを要する主任技術者としての実務経験（以下「専任の主任技術者としての実務経験」という。）一年以上を含む八年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの」

十一 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に「八年以上の実務経験を有する者（その実務経験に指導監督的実務経験一年以上を含む、かつ、五年以上の実務経験の後建設業法第二十六条第三項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）による指導を受けた実務経験（以下「専任の監理技術者による指導を受けた実務経験」という。）二年以上を含む者に限る。）であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの」

十二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの」

十三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に「専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの」

十四 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの」

十五 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に「専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む八年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの」

十六 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に「八年以上の実務経験を有する者（その実務経験に指導監督的実務経験一年以上を含む、かつ、五年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験二年以上を含む者に限る。）であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの」

十七 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの」

十八 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に「専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの」

十九 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校の尋常科、旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科、旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であつて、受検しようとする種目に「指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有するもの」

- 二十 旧高等学校令による高等学校の尋常科、旧青年学校令による青年学校本科、旧師範教育令による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であつて、受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有するもの
- 二十一 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者
- 二十二 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む八年以上の実務経験を有する者
- 二十三 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有する者
- 二十四 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有する者
- 二十五 高等学校卒業程度検定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による試験、旧大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正八年文部省令第九号）による試験に合格した者であつて、受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有するもの
- 二十六 高等学校卒業程度検定試験規則による試験、旧大学入学資格検定規程による検定、旧専門学校入学者検定規程による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程による試験に合格した者であつて、受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有するもの
- 二十七 受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む十五年以上の実務経験を有する者
- 二十八 受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む十三年以上の実務経験を有する者
- 二十九 受検しようとする種目が建築施工管理である場合には、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による二級建築士試験に合格した後同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者
- 三十 受検しようとする種目が電気工事施工管理である場合には、電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第七項の規定により同法の第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者とみなされた者を含む。）であつて、同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む六年以上の実務経験を有する者
- 三十一 受検しようとする種目が電気工事施工管理である場合には、電気工事士法（昭和三十一年法律第三十九号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者
- 三十二 受検しようとする種目が管工事施工管理である場合には、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするもの（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）に合格した者であつて、同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者
- 三十三 受検しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合には、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む六年以上の実務経験を有する者

三十四 受検しようとする種目が造園施工管理である場合には、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者であつて、同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者

三十五 建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む七年以上の実務経験を有するもの

三十六 建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む七年以上の実務経験を有するもの

三十七 建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの

三十八 建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの

三十九 その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

一 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第八十号）の施行の際現に職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするものに合格した者（同法による技能検定のうち職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号）による改正前の職業訓練法施行令による一級の空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管工とするものに合格した者を含む。）は、第三十二号に定めるものとみなす。

二 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者は、第三十四号に定めるものとみなす。

○国土交通省告示第九十八号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項第二号の規定に基づき、同項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和三年二月二十二日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者であつて、建設業法施行令第三十六条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当するもの、受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの又は次号イからヘまでのいずれかに該当するもの

土木施工管理

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、

電気通信工事施工管理	技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る)とするものに限る。
管工事施工管理	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る)、「上下水道部門」「衛生工学部門」又は「総合技術監理部門」(選択科目を「流体機器」「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る)とするものに限る。
建築施工管理	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士試験に合格した者
電気工事施工管理	技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る)とするものに限る。
造園施工管理	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る)、「森林部門」(選択科目を「林業・林産」とするものに限る)、「森林土木」とするものに限る。
二 受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定に合格した者(当該第一次検定を建設業法施行令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。))であつて、次のいずれかに該当する者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る)、「森林部門」(選択科目を「林業・林産」とするものに限る)、「森林土木」とするものに限る。
イ 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に同じ建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条第三項の規定により専任であることを要する主任技術者としての実務経験(以下「専任の主任技術者としての実務経験」という。一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る)、「森林部門」(選択科目を「林業・林産」とするものに限る)、「森林土木」とするものに限る。
ロ 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に同じ指導監督的実務経験一年以上及び建設業法第二十六条第三項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者(特例監理技術者を含む)による指導を受けた実務経験二年以上を含む三年以上の実務経験を有する者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る)、「森林部門」(選択科目を「林業・林産」とするものに限る)、「森林土木」とするものに限る。

林業	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行前の第二次試験の選択科目	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行後の第二次試験の選択科目
熱工学	農業土木	農業農村工学
流体工学	熱・動力エネルギー機器	流体機器
林業	林業・林産	林業・林産

ハ 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者のうち、その受検資格が建設業法施行令第三十七条第二項第一号イ又は建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同様以上の知識及び経験を有する者を定める件(令和二年国土交通省告示第九十九号)第一号に規定するもの(当該第二次検定を同号ルからレまでに該当するものとして受検したものに限る。))であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に六年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に指導監督的実務経験一年以上を含むもの

二 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者のうち、その受検資格が建設業法施行令第三十七条第二項第二号イ又は建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同様以上の知識及び経験を有する者を定める件(令和二年国土交通省告示第九十九号)第二号に規定するもの(当該第二次検定を同号ルからレまでに該当するものとして受検したものに限る。))であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に六年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に指導監督的実務経験一年以上を含むもの

ホ 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者のうち、その受検資格が建設業法施行令第三十七条第二項第一号イ又は建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同様以上の知識及び経験を有する者を定める件(令和二年国土交通省告示第九十九号)第一号に規定するもの(当該第二次検定を同号ルからレまでに該当するものとして受検したものに限る。))であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に四年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含むもの

ヘ 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者のうち、その受検資格が建設業法施行令第三十七条第二項第二号イ又は建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同様以上の知識及び経験を有する者を定める件(令和二年国土交通省告示第九十九号)第二号に規定するもの(当該第二次検定を同号ルからレまでに該当するものとして受検したものに限る。))であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に四年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含むもの

三 その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十七条第一項第一号に掲げる者と同様以上の知識及び経験を有すると認める者

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行前に技術士法第四十一条の規定による第二次試験(以下「第二次試験」という。)のうち技術部門の選択科目を次の表の上欄に掲げるものとするものに合格した者に対するこの告示の適用については、それぞれ第二次試験のうち技術部門の選択科目を同表の下欄に掲げるものとするものに合格した者とする。

○国土交通省告示第九十九号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第二項第一号の規定に基づき、同号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

なお、建設業法施行令第三十八条の規定に基づき免除の範囲を定める件（平成六年建設省告示第千四百三十七号）及び建設業法施行令第三十六条第二項第一号（1）から（4）までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千九十六号）は、廃止する。

令和三年二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

一 建設機械施工管理に係る二級の第一次検定に合格した者又は社団法人日本建設機械化協会の行う平成六年度から平成十四年度までの二級建設機械施工技術研修の修了試験に合格した者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）を卒業した後建設機械施工管理に關し受検しようとする種別に關する六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に施工技術検定規則（昭和三十三年建設省令第十七号。以下「規則」という。）第二条に定める学科を修めたもの

ロ 学校教育法による大学を卒業した後建設機械施工管理に關し受検しようとする種別に關する九月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

ハ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後建設機械施工管理に關し受検しようとする種別に關する六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたものうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に關する規程（平成六年文部省告示第八十四号。以下「文部省告示」という。）第三条に規定する高度専門士を称するもの

ニ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後建設機械施工管理に關し受検しようとする種別に關する九月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたものうち、文部省告示第三条に規定する高度専門士を称するもの

ホ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。以下同じ。）受検しようとする種別に關し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ヘ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した後受検しようとする種別に關し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

ト 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種別に關し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたものうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

チ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種別に關し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたものうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

リ 旧専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による検定で規則第二条に定める学科に關するものに合格した後受検しようとする種別に關し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年以上の実務経験を有する者

ヌ 旧専門学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に關するものに合格した後受検しようとする種別に關し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年六月以上の実務経験を有する者

ル 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に關し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する二年三月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ヲ 学校教育法による専修学校を卒業した後受検しようとする種別に關し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ワ 学校教育法による専修学校を卒業した後受検しようとする種別に關し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する二年三月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

カ 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校の尋常科、旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科、旧師範教育令（昭和十八年勅令第九十九号）による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であつて、受検しようとする種別に關し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する二年三月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

コ 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で規則第二条に定める学科に關するものに合格した後受検しようとする種別に關し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年六月以上の実務経験を有する者

ク 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に關するものに合格した後受検しようとする種別に關し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する二年三月以上の実務経験を有する者

ケ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による試験、旧大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による検定又は旧高等学校入学資格試験規程（大正八年文部省令第九号）による試験に合格した者であつて、受検しようとする種別に關し三年以上の実務経験を有するもの又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する二年三月以上の実務経験を有するもの

二 社団法人日本建設機械化協会の行う平成六年度から平成十四年度までの二級建設機械施工技術研修の修了試験に合格した者であつて、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第二項第一号イ（1）から（4）までのいずれかに該当するもの

三 その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

ヨ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ワ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

カ 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校の尋常科、旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科、旧師範教育令（昭和十八年勅令第九号）による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であつて、受検しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有するもの

ヨ 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者

タ 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有する者

レ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による試験、旧大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正八年度省令第九号）による試験に合格した者であつて、受検しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有するもの

ソ 受検しようとする種目が建築施工管理であり、かつ、受検しようとする種別が専らである場合においては、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の鉄工（選択科目を「構造物鉄工作业」とするものに限る。以下同じ。）、及び、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工（選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに限る。以下同じ。）若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した者、検定職種を二級の鉄工、及び、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した者であつて、同種別に関し四年以上の実務経験を有するもの又は検定職種をエーエルシーパネル施工とするものに合格した者

ツ 受検しようとする種目が建築施工管理であり、かつ、受検しようとする種別が仕上げである場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の建築板金（選択科目を「内外装板金作業」とするものに限る。以下同じ。）、石材施工（選択科目を「石張り作業」とするものに限る。以下同じ。）、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工（選択科目を「プラスチック系床仕上げ工事作業」、「カーペット系床仕上げ工事作業」、「鋼製下地工事作業」又は「ボード仕上げ工事作業」とするものに限る。以下同じ。）、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装（選択科目を「壁装作業」とするものに限る。以下同じ。）若しくは塗装（選択科目を「建築塗装作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者、検定職種を二級の建築板金、石材施工、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装又は塗装とするものに合格した者であつて、同種別に関し四年以上の実務経験を有するもの又は検定職種をれんが積みとするものに合格した者

ネ 受検しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気工事士法（昭和三十一年法律第三十九号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた者であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有するもの

ナ 受検しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第七項の規定により同法の第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者とみなされた者を含む。）であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有するもの

ラ 受検しようとする種目が管工事施工管理である場合においては、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするもの（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）に合格した者又は検定職種を二級の配管とするものに合格した者であつて、同種目に関し四年以上の実務経験を有するもの

ム 受検しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合においては、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有する者

ウ 受検しようとする種目が造園施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者又は検定職種を二級の造園とするものに合格した者であつて、同種目に関し四年以上の実務経験を有するもの

エ その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十七条第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

附 則

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

2 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第八十号。以下同じ。）の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄工、及び、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、型枠施工、鉄筋施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百四十八号）による改正前の職業訓練法施行令による鉄筋組立てとするものに合格した者を含む。）、第二号ソに定める者とみなす。

3 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を建築板金、石材施工、建築大工、左官、れんが積み、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装又は塗装とするものに合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業能力開発促進法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第十九号）による改正前の職業能力開発促進法施行令による石工（選択科目を「石張り作業」とするものに限る。）、床仕上げ施工又は天井仕上げ施工とするものに合格した者を含む。）、第二号ツに定める者とみなす。

4 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を配管とするものに合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号）による改正前の職業訓練法施行令による空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者、職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十五年政令第二百六十五号）による改正前の職業訓練法施行令による配管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）による技能検定のうち検定職種を配管工とするものに合格した者を含む。）、第二号ラに定める者とみなす。

5 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を造園とするものに合格した者は、第二号ウに定める者とみなす。

6 技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行前に技術士法第四条第一項の規定による第二次試験（以下「第二次試験」という。）のうち技術部門の選択科目を次の表の上欄に掲げるものとすることを合格した者に対するこの告示の適用については、それぞれ第二次試験のうち技術部門の選択科目を同表の下欄に掲げるものとすることを合格した者とみなす。

林業	林業・林産
流体力学	流体機器
熱工学	熱・動力エネルギー機器
農業土木	農業農村工学
技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行前の第二次試験の選択科目	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行後の第二次試験の選択科目

国土交通省告示第百一号

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十九条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を次のように定める。

なお、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和四十五年建設省告示第七百五十八号)、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和五十六年建設省告示第五百六号)、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和五十九年建設省告示第百十八号)、建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和六十二年建設省告示第九百四十六号)、建設業法施行令の規定により、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和六十三年建設省告示第二千九十三号)、建設業法施行令の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(平成二年建設省告示第千四百六十七号)及び建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(平成五年建設省告示第千六百六十一号)は、廃止する。

令和三年二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十九条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を定める件

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十九条の表の上欄の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるもの又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験及び同表の下欄の国土交通大臣の定める第一次検定又は第二次検定の全部又は一部は、次の表の上欄及び下欄に定めるとおりとする。

国土法人日本建設機械化協会の行う昭和六十三年年度までの二級建設機械施工技術者試験	一級の建設機械施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部
国土法人日本建設機械化協会の行う昭和六十三年年度までの二級建設機械施工技術者試験	二級の建設機械施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部
財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの一級土木工事技術者試験及び一級土木工事技術者試験の修了試験	一級の土木施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部
財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの二級土木工事技術者試験及び二級土木工事技術者試験の修了試験	二級の土木施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部
財団法人建設業振興基金の行う昭和六十三年年度までの一級建築施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部	一級の建築施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部
財団法人建設業振興基金の行う昭和六十三年年度までの二級建築施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部	二級の建築施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部

附則

- この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 財団法人全国建設研修センターの昭和四十五年度の土木工事技術者試験に合格した者については、二級の土木施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 財団法人全国建設研修センターの昭和四十五年度及び昭和四十六年度の土木工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の土木施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 財団法人全国建設研修センターの昭和四十七年度の管工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の管工事施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 財団法人全国建設研修センターの昭和四十八年度の管工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の管工事施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 昭和四十九年度までの二級の土木施工管理技術検定の合格者で、財団法人全国建設研修センターの昭和五十年から昭和五十二年までの一級土木工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、一級の土木施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 財団法人全国建設研修センターの昭和五十年及び昭和五十一年度の二級造園工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の造園施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 昭和五十年年度までの一級又は二級の土木施工管理技術検定の合格者(附則第二項の適用を受けて合格した者を除く)で財団法人全国建設研修センターの昭和五十一年度から昭和五十五年までの一級又は二級の造園工事技術者特別講習を修了した者については、それぞれ一級又は二級の造園施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。

昭和六十三年年度までの財団法人建設業振興基金の行う二級建築施工技術者試験又は財団法人建設業振興基金の行う二級建築施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部	二級の建築施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部
財団法人建設業振興基金の行う昭和六十三年年度の一級電気工事技術者試験第一及び第二及び財団法人建設業振興基金の行う平成二年度から平成五年度の一級電気工事技術者特別研修の修了試験	一級の電気工事施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部
財団法人建設業振興基金の行う昭和六十三年年度の二級電気工事技術者試験又は財団法人建設業振興基金の行う昭和六十三年年度の二級電気工事技術者特別研修の修了試験	二級の電気工事施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部
財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの一級管工事技術者試験第一及び第二及び昭和五十五年年度までの二級の管工事技術者試験及び昭和五十七年度までの一級管工事技術者特別研修の修了試験	一級の管工事施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部
財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの二級管工事技術者試験又は財団法人全国建設研修センターの昭和五十九年度から昭和六十四年度までの二級管工事技術者特別研修及び平成十一年度から平成十四年度までの二級管工事施工管理技術研修の修了試験	二級の管工事施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部
財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの二級造園工事技術者試験及び一級造園工事技術者試験第二	一級の造園施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部
財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの二級造園工事技術者試験	二級の造園施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部

- 9 財団法人建設業振興基金の昭和五十九年度から昭和六十一年度までの二級建築工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の建築施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 10 財団法人全国建設研修センターの昭和六十年及び昭和六十一年度の一級造園工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、一級の造園施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 11 財団法人全国建設研修センターの昭和六十年及び昭和六十二年までの二級造園工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の造園施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。

○国土交通省告示第百二号
建設業法施行令（昭和三十一年政令第百七十三号）第三十四条第三項及び施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第百七十七号）第一条第二項の規定に基づき、建設機械施工管理について種別を定める等の件を次のように定める。
なお、建設機械施工について種別を定める等の件（昭和四十八年建設省告示第百六十号）は、廃止する。

令和三年二月二十四日

建設機械施工管理について種別を定める等の件

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設機械施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第百七十三号）第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定規則（昭和三十一年建設省令第百七十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する第一次検定及び第二次検定の科目は同表の第一次検定科目及び第二次検定科目の欄に掲げる第一次検定及び第二次検定の科目とする。

名称	種別 内容	第一次検定科目	
		第一次検定科目	第二次検定科目
第一種	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 トラクター系建設機械 トラクター系建設機械施工法 施工管理法 法規	トラクター系建設機械操作施工法 施工管理法
第二種	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン・クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 ショベル系建設機械 ショベル系建設機械施工法 施工管理法 法規	ショベル系建設機械操作施工法 施工管理法
第三種	モーター・グレーダーによる施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 モーター・グレーダー モーター・グレーダー施工法 施工管理法 法規	モーター・グレーダー操作施工法 施工管理法

第四種	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、ローラーその他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 締め固め建設機械 締め固め建設機械施工法 施工管理法 法規	締め固め建設機械操作施工法 施工管理法
第五種	アスファルト・ブランチ、アスファルト・ベンダーストリクター、フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・ファイニッシュ、コンクリート表面仕上げ等による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 舗装用建設機械 舗装用建設機械施工法 施工管理法 法規	舗装用建設機械操作施工法 施工管理法
第六種	くい打機、くい拔機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 基礎工事用建設機械 基礎工事用建設機械施工法 施工管理法 法規	基礎工事用建設機械操作施工法 施工管理法

附 則
この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百三十三号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十号）の施行に伴い、建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件等の一部を改正する告示

（建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件の一部改正）
第一条 建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「二級の技術検定」を「二級の第二次検定」に、「技術検定の実地試験」を「第二次検定」に改める。

本則中「第三十八条」を「第三十九条」に、「二級の技術検定」を「二級の第二次検定」に、「技術検定の実地試験」を「第二次検定」に、「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。

(建築施工管理について種別を定める等の件の一部改正)

第二条 建築施工管理について種別を定める等の件(昭和五十八年建設省告示第千五百八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「実地試験」を「第二次検定」に、「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。

本則中「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。

(土木施工管理について種別を定める等の件の一部改正)

第三条 土木施工管理について種別を定める等の件(昭和五十九年建設省告示第千二百五十四号)の一部を次のように改正する。

制定文中「学科試験」を「第一次検定」に、「実地試験」を「第二次検定」に、「学科試験科目」を「第一次検定科目」に、「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。

本則中「学科試験科目」を「第一次検定科目」に、「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。

(建設業法施行令第四十一条の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件の一部改正)

第四条 建設業法施行令第四十一条第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件(昭和六十三年建設省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

題名中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

本則中「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に、「技術検定の実地試験」を「第二次検定」に、「受験手数料」を「受験手数料」に、「六千四百円」を「九千六百円」に改める。

附 則

(施行時期)

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(建設業法施行令第三十八条の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件の廃止)

2 建設業法施行令第三十八条の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千百九十九号)は、廃止する。

○国土交通省告示第百四号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）の施行に伴い、監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部を改正する告示

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成七年建設省告示第千二百九十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百五号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）の施行に伴い、同令附則第二条第三項の国土交通大臣が定める期間を次のように定める。

令和三年二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

件

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号。以下「改正政令」という。）附則第二条第三項の期間は、令和二年年度までに実施された二級の技術検定の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して十二年（以下「免除期間」という。）以内とする。ただし、令和二

年度に実施された二級の実地試験を受験した者又は改正政令附則第二条第三項の規定により令和三年
度以降に二級の第二次検定を受検した者にあつては、同項の期間は、免除期間以内であつて、当該実
地試験又は第二次検定に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して二年以内とする。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百十号

建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和三年国土交通省告示第九十七号）等の施行に伴い、昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件（昭和四十六年建設省告示第二千九十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件の一部を改正する告示
昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件（昭和四十六年建設省告示第二千九十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「昭和三十五年建設省告示第二千二百七号」を「令和三年国土交通省告示第九十七号」に改める。

第一号中「技術検定」を「第一次検定」に、「昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号」を「令和三年国土交通省告示第九十七号」に改める。

第二号中「技術検定」を「第二次検定」に、「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に、「昭和三十五年建設省告示第二千二百七号」を「令和三年国土交通省告示第九十九号若しくは令和三年国土交通省告示第一百号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一級の第二次検定にあつては、沖縄の学校教育に関する法令の規定による学校を卒業した者で建設業法施行令第三十七条第一項又は令和三年国土交通省告示第九十八号に定める学歴及び実務経験に相当する学歴及び実務経験を有するもの

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百一十一号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）の施行に伴い、建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件等の一部を改正する告示

（建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部改正）

第一条 建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和六十三年建設省告示第千三百十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「技術検定」の下に「（第二次検定に限る。）」を加え、「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。

（浄化槽設備士に関する省令第八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件の一部改正）

第二条 浄化槽設備士に関する省令第八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件（平成三十一年国土交通省告示第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「技術検定」の下に「（第二次検定に限る。）」を加える。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。